

議案第46号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

天理市長 並 河 健

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同規約の一部を変更する規約
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同規約（平成17年1月1日奈良県指
令市町村第989号）の一部を次のように変更する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第22条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を
経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。